

# 相良村光ブロードバンドサービス ～光高速インターネット～

相良村では、昨年度村で整備した光ファイバを利用して、村内に住所を有する方及び村内事業所向けに光インターネットサービスを運営しております。

## サービス概要

<b>接続回線</b>	<b>メールアドレス</b>	+	月額4,515円 (つなぎ放題)
最大通信速度※ 100Mbps	世帯人数×2個		
	<b>ホームページ</b> 100MB		

※ ベストエフォート型のサービスです。

※ 最大通信速度は、閲覧するサイトへの接続状況によって、速度が落ちる場合があります。

※ 月額使用料は毎月28日に指定の口座から引落としとなります。

## 接続(引込、宅内)工事

相良村では行政サービスの一環として、災害や行政からの情報を提供する光ファイバを利用した告知端末を全家庭(相良村に住民票がある方)に無料で設置しております。

この告知端末がインターネット接続に必要な機器(ルーター)となります。

- \* 転入等で相良村に居住された場合は、届出を行っていただき村が設置工事を行います。
- \* 事業所の場合は、村内に事務所を有し相良村が運営する光ブロードバンドに加入していただくことを条件とし無料で村が工事を行います。
- \* 告知端末機(ルーター)から先(LAN, 無線機、パソコン等)は個人負担となります。



## 申込方法

(既に告知端末機が自宅に設置してある場合)

- ① 相良村光ブロードバンドサービス申込書
- ② 口座振替依頼書

以上2書類を役場総務課へ提出してください。

(転入等の場合)\* 告知端末機(ルーター)未設置の場合

- ① 相良村情報ネットワーク告知端末機等利用申込書
- ② 相良村光ブロードバンドサービス申込書
- ③ 口座振替依頼書

以上3書類を役場総務課へ提出してください。

なお、地上デジタル放送難視聴地域にお住まいになられる方は地デジ対策機利用申込書の提出も必要となります。

★ サービスを休止若しくは中止する場合は、役場総務課へ届出が必要です。月途中で中止した場合は、中止した日の属する月分までの使用料をお支払いいただきます。



## お問合せ先

相良村役場 総務課 企画情報係 TEL35-0211

